

とちぎ社労士 No.140



令和3年度通常総会

- ★令和3年度通常総会報告
- ★新三役・新支部長・新委員長挨拶
- ★“STOP労災事故”災害ゼロの職場を！
- ★G Biz ID (g Biz ID) って何ですか？
- ★『社労士で稼ぎたいなら「顧客のころ」をつかみなさい』に参加して
- ★社労士だからできる！ 今春以降の労働関連法改正に関する効果的な提案法と実務対応
- ★無料年金相談会 相談者を担当して
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記

栃木県
社会保険
労務士会
URL



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町 3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <https://www.tochigi-sr.jp/>
発行人 須藤 忠良

令和3年度通常総会報告

令和3年6月18日、宇都宮グランドホテルにて通常総会が開催されました。出席会員は、本人出席42名（理事、監事を含む）、委任状による出席205名、計247名となり、総会は成立いたしました。今年度も昨年度の総会と同様に新型コロナウイルス感染症対策として、入場時の検温、消毒の徹底、“3密”を避けるため広い会場で1人1テーブルとし、総会後の懇親会も見合わせての開催となりました。

豊田充穂総務委員長の司会により、森田晃光会長による会長挨拶、全国社会保険労務士会連合会会長：大野実氏挨拶（ご欠席のため書面でのご挨拶を頂戴し、藤川佳織理事が代読）と続き、議長団選出に移りました。議長団は、県西支部より石下正人会員と箕輪真理会員が選出され、以下のとおり議事が進行されました。

第1号議案 令和2年度事業報告承認に関する件

第2号議案 令和2年度決算報告承認に関する件（監査報告）

一括審議され、監査報告後、拍手による賛成多数で承認されました。

第3号議案 令和3年度事業計画（案）承認に関する件

第4号議案 令和3年度収支予算（案）承認に関する件

一括審議され、こちらも拍手による賛成多数で承認されました。

第5号議案 任期満了に伴う役員の改選に関する件

当日配布された役員候補者名簿の通り承認されました。

第6号議案 全国社会保険労務士会連合会総会に出席する代議員選出に関する件

例年通り副会長、専務理事が出席することに決定いたしました。

約2時間の審議を経て、終了いたしました。

承認された理事

（県西支部）伊藤 公子	斎藤 学	豊田 充穂	濱野 達哉	藤川 佳織	増渕 孝
（県東支部）板垣 静吾	古田土和佳	小玉 高史	近能 明正	平出 宣幸	
（県南支部）太田代 徹	源田 裕久	坂部 正人	正田 裕之	須藤 忠良	田邊 勇輝
吉野 浩	渡邊 徹				

承認された監事

（県西支部）今井 敬史 （県東支部）八木澤 和良

終了後、退任理事への記念品、花束が贈呈されました。3期会長を務められた森田晃光会員をはじめ5名の理事と1名の監事が退任されました。多方面でご活躍いただきました。

退任された理事・監事

森田 晃光 福田 哲夫 松原 靖子 宮下 恭子 宮崎 達哉 藤田 直之

新三役については、同日に開催された理事会により、以下の通り互選、選任されました。

会 長 須藤 忠良（県南支部）
副 会 長 吉野 浩（県南支部）
専務理事 斎藤 学（県西支部）

支部長・所属委員会については、7月19日開催の理事会にて、以下の通り決定しました。

支部長

県西支部長 伊藤 公子
県東支部長 小玉 高史
県南支部長 田邊 勇輝

常設委員会

総務委員会 ○濱野 達哉 源田 裕久 田邊 勇輝 豊田 充穂
事業委員会 ○増渕 孝 藤川 佳織 太田代 徹 小玉 高史
近能 明正 坂部 雅人 正田 裕之
広報委員会 ○渡邊 徹 板垣 静吾 伊藤 公子 古田土 和佳
平出 宣幸

※ ○は、委員長

新 三 役 挨 拶

■会 長 須 藤 忠 良



皆様 こんにちは。去る6月18日の理事会で会長職を拝命致しました須藤です。就任に際しまして、抱負を述べさせていただきます。

会長の職務は、何と言っても 1. 会の正しい運営 2. 会が行うことの責任 だと思います。

1番目の「会の正しい運営」に関しましては、私が総会時に申し上げた1. 会員のためになるのか 2. 会のためになるのか 3. これは社労士が行う仕事なのか この3つを基本理念に掲げ、業務を行って参ります。会員のためという事に関しては、色々な業務があるかと思いますが、その中でも開業歴の浅い新入会員のための施策について、全力を尽くしたいと思います。この施策を重点項目にした背景は、「せっかく社労士になったのに食べていけない。」という会員を無くすためです。社労士という資格に期待し、努力して試験に合格し、入会したものの現実は大いぶ違う、と落胆する会員を少しでも救ってあげたいと思います。我々士業は、本来は個人資格での自助努力かも知れませんが、会費を納めて、会に登録した以上は、会でできることはしてあげたい。この構想を、最初の理事会で理事に図って、賛同を得たばかりなので、詳細はこれからですが、全力を尽くしたいと思います。（計画、予算に関しては、来年度の承認ということになりますので、今年度は、計画を練るだけになるかと思いますが、大規模になる予定です。）

2番目の「会が行うことの責任」については、今更申し上げるまでもなく、当たり前のことです。ですので、ここでは敢えて申しませんが、会長若しくは会の運営に関して、皆様が目を光らせて、何かあった場合は、意見具申をして頂ければと思います。

以上は、特に私が思うところを述べさせて頂きましたが、この他、通常総会議案書の事業計画に掲げた内容の完遂、および我々の業務のメインとなる書類作成・申請に関し、行政とのやり取りがスムーズに行われるようにするための行政との連絡協議には、引き続き力を入れていきたいと思っています。

最後になりますが、「初心を忘れず」謙虚な気持ちで取り組んで行く所存でございますので、皆様の応援をお願いいたします。

■副会長 吉 野 浩



この度、副会長を務めさせて頂くことになりました。本会発展のため微力を傾注する機会を得たことと受け止めて、須藤新会長を全力で支えていく所存であります。

ところで、新型コロナウイルス感染症の終息見通しは、依然立っておらず相変わらず「緊急事態宣言、ソーシャルディスタンス、リモート〇〇」といった文字が新聞紙面上で踊っております。体操の内村選手が、東京オリンピック開催を訴え「できないではなく、どうしたらできるかを考えて欲しい」との発言は記憶に新しいところです。

これを本会運営に置き換えて、「できない」で終わらず「どうしたらできるか」、この混迷する時代を切り拓いていくため、須藤会長・斎藤専務をはじめ理事の皆様との連携を深め取り組んで参りたいと存じます。

最後に、より会員の皆様が満足感を得られる会となるためにも、積極的な事業への参加をお願い申し上げます。

■専務理事 斎 藤 学



この度、専務理事という大役を仰せつかりました斎藤です。まさか自分が専務理事に就くとは思っていませんでしたので正直驚きを隠せませんが、拝命したからには、粛々と本会のために職責を果たしていく所存であります。

今現在、手探り状態で専務理事としての職務に日々四苦八苦しながら、これからの社労士業界について私なりの考えについて述べさせていただきます。コロナ禍において、目まぐるしく変化する世界情勢、経済環境、生活洋式等の中で、顧客のニーズも多種多様になり、そのニーズに応えられたための研鑽・資質の向上が急務となります。今後は柔軟な対応や思考力がますます求められる時代ですが、良いものは残しつつ、その一方で簡単ではないですが、変えるべき事は変えるという意志を持ち合わせていきたいものです。

最後になりますが、職業倫理を遵守し、真に信頼される社会保険労務士になるためには皆様のご理解とご協力が必要です。よろしくお願いいたします。

新支部長挨拶

■県西支部長 伊 藤 公 子

このたび、新・県西支部の支部長を仰せつかりました、伊藤公子と申します。

新しい支部は私の住まい、職場は、もちろんのこと、生まれ育った親しみのある地区も含めた広い地域です。この支部で活動できることにドキドキとワクワクが混在しております。

社会保険労務士は、老若男女を問わずチャレンジし、活躍できる職業です。

しかし、家庭や育児のある女性会員は、積極的に県会の行事に参加できないのが現状です。

現在、栃木県会の理事は女性が2名、その2名が当支部に所属しております。

支部の活動として、研修の企画、県会と会員との橋渡し等、今までの支部長同様頑張らせていただきます、それに加えて、女性会員の声を上げ、積極的に参加いただけるよう努力してまいります。

登録11年目となりますが経験は浅く、まだまだひよっこです。どうぞ支部会員の皆様、支部活動へのご協力、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

■県東支部長 小 玉 高 史

今年度、支部が再編され県東支部が誕生し、ようやく“県東”といった響きにも慣れてきたところですが、この度、その県東支部長を拝命いたしました小玉高史と申します。支部再編後、大きく雰囲気が変わりましたので、まだまだ不慣れではありますが、役員の皆様にご協力いただきながら支部活動を進めていきたいと思っております。

これまでの支部の主たる活動と言えば支部研修の開催でしたが、研修の開催方法もコロナ禍でオンライン

を中心にしたスタイルが主流になり、これに伴い支部研修の意義、さらには支部の意義まで考えさせられることとなってきています。その点も模索しながら、会員の皆様にとって充実した支部活動となるよう努めていきたいと思います。業務に有効な会員間のネットワーク作りについては、コロナ禍で停滞している状態ですが、収束した暁には懇親会等も以前のように開催していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

■県南支部長 田 邊 勇 輝

今期より旧県南支部、旧県西支部が一つになってからの新県南支部としての最初の支部長を仰せつかりましたことをまずもって感謝申し上げます。また、旧県南支部においては、通算して3期の支部長を務めさせて頂いておりましたので、新しい支部の新支部長としては、かなり新鮮さに欠けていると自負しておりますが、以前、支部長を務めた時期とは社労士を取り巻く環境も大きく変容するなかであることを自覚し、今回、新たな気持ちで支部長の職を承らせて頂きました。そして、その職責を果たしたく、新しい支部の活性と発展につながるような研修、事業等を展開していきたい所存ですので、引き続き、支部会員の皆様にご協力を賜りたくお願いを申し上げます。任期中、精一杯活動させていただきます！



県東支部長・県西支部長・県南支部長

新委員長挨拶

■総務委員長 濱 野 達 哉

この度、総務委員長を務めることとなりました濱野です。初めての理事にもかかわらず委員長の大役を仰せつかり、その責任の重さに不安もありますが、会員の皆様の役に立てるよう力の限りを尽くしたいと思います。

総務委員会は、「行政官庁等と本会の事務連絡協議会の開催」、「図書室の充実」、「会則と諸規程集の検討」、「新入会員との座談会の開催」、「会員による不適切な情報発信の防止・対応」等が主な活動になります。会員の皆様の意見や要望を取りまとめていくことが活動の第一歩となりますので、是非とも忌憚のない声をお聞かせください。

円滑な会務の運営のために務めていく所存でありますので、皆様のご協力をお願いすると共に、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

■事業委員長 増 渕 孝

新体制で事業委員長を務めることになりました増渕です。事業委員長という大役に対し少なからず重圧を感じておりますが、皆様のご協力を仰ぎながら努めたいと思います。

事業委員の主な役割は、社労士業務に関する知識の研鑽のための研修会の企画・実施にあります。まずは1号業務をしっかりと行うための処理能力の向上、そして必要な法律知識に関する研修会を行っていききたいと思います。労働社会保険諸法令の改正は当然に、関連する諸法令に関する知識についてもアップデートしていくことが求められます。また、昨今のコロナ禍における特殊な労務管理など、法律の知識だけでは対応しきれない問題にいかに対応していくか、そのヒントとなる場を設置できればと思います。

そのために会員の皆様に講師などのご協力をお願いすることもあると思いますので、よろしくお願いいたします。

■広報委員長 渡 邊 徹

須藤会長体制になり、新しく広報委員長を拝命いたしました。いきなりですが、まず会員の皆様にお願ひがあります。広報委員会の主な事業のひとつに広報紙の発行があります。表紙を含め12ページですが、広報紙作成に携わったことがある方ならご存じとは思いますが、この紙面を埋めるのに毎号毎号苦勞しております。そこで、お願いですが、会員の皆様の中で、こんな記事を書かせてもらいたいとか、あるいは仕事上でこんな貴重な経験をしたとか、ありましたら是非ご一報いただきたい。また、こちらから記事をご依頼する場面も出てくるかと思いますが、その時は快くお引き受け願ひたい。就任早々甚だ不届なお願いですが、どうかよろしく願ひいたします。

また、広報委員会の仕事では「社労士」の知名度を上げていくため、外部へ向けての広報活動も大きな位置を占めていると思います。広報誌はどちらかというと、内部に対する広報活動であります。できれば、これからは外部への広報活動を委員会のメインに据えて活動できればいいなと思っております。今後ともご協力よろしく願ひいたします。



総務委員長・事業委員長・広報委員長

“STOP労災事故” 災害ゼロの職場を！

令和2年における栃木県内の休業4日以上死傷者数は、過去10年間で最多となる1997人、3年連続の増加となり、9人もの尊い生命が失われています。

また、今年に入ってから、4月末で死亡災害による被災者数は5人を数え、死傷者数にいたっては613人と前年同期よりも154人、33.6%増加となっており、正に緊急事態となっています。このような状況の中、5月20日栃木労働局は「緊急災害防止運動への協力要請・説明会」を開催し、県商工会議所や商工会連合会等の商工団体及び日本労働組合総連合会栃木県連合会等の労働団体が参加されました。県社労士会からは須藤専務(当時)が出席しました。

これらの災害の内容を分析すると、「転倒」災害や「動作の反動・無理な動作」災害などのいわゆる行動災害が多数を占めるほか、「慌てて作業を行った」「急ぐあまり走ってしまった」「面倒なので作業手順を省いた」など、まさか事故にならないだろうと軽い気持ちで行動したことにより被災したケースが多くみられます。

つきましては、労働局からの顧問先への「災害防止運動」の周知要請がございました。会員の皆様、御協力よろしく願ひ申し上げます。

※Aないとは、あ(A)わてる あ(A)せる あ(A)などる の事です。

STOP !
「あわてる・あせる・あなどる」
行動
・声かけ 100 日運動
(令和3年5月24日～令和3年8月31日)

キャッチフレーズ
あわてず あせらず あなどらず

運動スローガン

広がる安全活動

点から線へ そして円へ

持続可能な 安全と健康のために

Aない声かけ 実践するときは今！

栃木労働局・労働基準監督署

G Biz ID (g Biz ID) って何ですか？

県東支部 板垣 静吾

「G Biz ID って何ですか？」といった疑問を持っている先生方、結構いらっしゃるのではないのでしょうか？私もその1人でした。2020年4月より特定の法人（資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人／相互会社／投資法人／特定目的会社）について社会保険・労働保険に関する一部の手続きの電子申請が義務化されました。そこで注目されているのが「G Biz ID」になります。

■G Biz IDとは？

⇒経済産業省によると、1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政サービスにインターネットを介してアクセスできる認証システムです。

■G Biz IDの種類は？

⇒「G Biz IDプライム」・「G Biz IDメンバー」・「G Biz IDエントリー」の3種類のアカウントがあり、次に記載する行政サービスごとに必要なアカウントが異なります。

■G Biz IDで利用できる行政サービスは？

⇒・社会保険手続の電子申請（日本年金機構）

- ・e-gov（行政ポータルサイト）
- ・j Grants（補助金の電子申請システム）
- ・保安ネット（産業保安・製品安全分野の一部手続システム）
- ・農林水産省共通申請サービス
- ・経営力向上計画申請プラットフォーム
- ・IT導入補助金
- ・DX推進ポータル
- ・Te COT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）

など約20個以上のサービスに対応しており、今後も増える可能性があります。

■G Biz IDの取得方法は？

⇒社会保険の手続きをはじめ、多くの申請に必要な「G Biz IDプライム」のアカウントの取得方法は、次の①から④の流れになります。

①G Biz IDのHPから申請書を作成・ダウンロード→②必要事項を入力して、作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID運用センター」に郵送→③申請承認後、登録したメールアドレスにメールが届く→④メールに記載されたURLをクリックして、パスワードを設定して完了。

■G Biz IDのメリットは？

⇒メリットは何といっても無料で利用できる点です。従来は、電子申請を行うために、企業の確認手段として、有料の電子証明書の取得が必要でしたが、G Biz IDでの申請では必要なく、アカウントの取得は無料なので、コストはかかりません。

■G Biz IDのデメリットは？

⇒デメリットはすべての電子申請の手続きには対応できていない点で、IDの取得においては、新型コロナの影響による電子申請の需要増加に伴い、7月現在、G Biz IDプライムアカウントに関する申請、及び問合せが大変多くなっており、申請書類に問題なければ1週間程度でアカウントが発行されますが、不備があると時間がかかってしまいます点です（詳細はG Biz IDのHPで確認下さい）。

旧県南・旧県西支部合同研修会 『社労士で稼ぎたいなら「顧客のこころ」を つかみなさい』に参加して

県西支部 笠原 奈緒



今回こちらの研修会のお知らせをいただき、大変興味がありすぐに参加を決めました。ちょうど私自身が開業してすぐであったことや、今後の自事務所の方向性などいろいろと考えていた矢先だったこともあり、大先輩のお話を拝聴したいという想いからでした。

研修が始まり、まず長沢先生のこれまでの事務所運営についての成功談や失敗談、ご自身の仕事に対しての姿勢や考え方などをお話いただきました。

「営業や電話が苦手な話下手」とご自身のことを仰っていたのを聞き、ご活躍されている長沢先生でもそんな一面をお持ちなんだなととても勇気づけられました。

私自身、勤務社労士のころから営業に対して苦手意識が強く、話すよりも聞く方が好きだったためこのスタイルのままで良いのかと不安を感じていたところもありましたが、自分のやり方で真摯に顧問先の方々と向き合っていけばいいんだと自信を持つことができました。

また、事務所でのコロナ発生体験談や雇調金対応により従業員の方々に動揺があったお話など、今年度多くの社労士事務所が抱えていた悩みや問題をどのように乗り越えたか詳細にお聞きでき今後の事務所運営のヒントをたくさんいただくことができました。

研修を通して「地道な努力を積み重ねること」「相手が求めていること望んでいることを注意深く察知すること」「業務の質・量に応じた適正な報酬を提示し受取ること」「相手の立場に立って物事を考えること」「迅速・丁寧な対応を心がけること」などこれらが業務を行う上でまず基本としてできていなければならないことであると改めて感じました。

そして、研修のレジュメに「なぜ社労士になりたいと思ったか、初心を思い出して考えてみてください」という言葉がありました。

私が社労士を志したきっかけは、ラジオで同業大先輩の先生が「法律で人を助けたかったからこの道を選んだ。今も誇りを持っている。」と仰っているのを聞き、私もそんな風に胸を張って言えるようになりたいと思ったからでした。その先生はもう亡くなられてしまいお礼を伝えることもできませんでしたが、今の自分があるのはあのお言葉があったからだと思っています。

今回の研修に参加し、初心を常に心に留め、人と人の心のつながりやご縁を大切にしながら努力と自己研鑽を積み、今後も業務にあたっていこうと決意を新たにしました次第です。



講師：長沢 有紀 氏

旧県央・旧県北支部合同研修会

**社労士だからできる！ 今春以降の労働関連法改正
に関する効果的な提案法と実務対応**

3月18日、サブテーマ「同一労働同一賃金の対応、70歳就業機会確保、男性育休などの法改正を仕事に繋げる方法」と題した研修会を開催しました。同氏は社労士法人名古屋経営（名古屋西支部）の代表社員であり、連合会の「働き方改革関連法対応部会会長」も務められています。また、「栃木県社会保険労務士制度50周年記念式典」の際には「50周年でターニングポイントを迎える社労士の役割と具体的な提案」と題した講演もしていただきました。

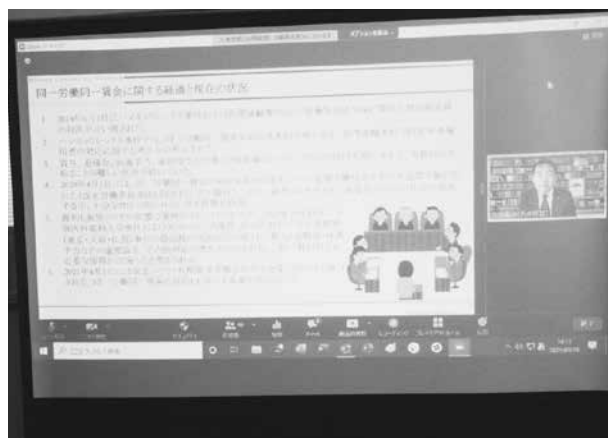
今回の研修会はコロナ禍の中であるため、ZOOMを使用して、大津講師は名古屋の事務所から講義、県社労士会館及び各会員事務所等での受講となりました。ちなみに会館でのWeb受講者は8名、各事務所等でのWeb受講者は53名でした。



午後2時、小玉県央支部長（当時）のあいさつで研修会がスタート。研修の内容は、

- ①実務家である社労士が行う同一労働同一賃金の実践的提案方法
- ②今後、中期的には社労士の提案の中心となる高齢者雇用管理の整備
- ③男性の育児休業取得促進などの最新の法改正動向の確認
- ④急増が予想される副業兼業とフリーランスなど多様化する働き手の活用
- ⑤ワークライフバランス重視など新型コロナで変わる従業員意識への対応
- ⑥今後の法改正予定等と本日のまとめ

の6コマに分け、詳細で具体的なデータを提示し、講義して下さいました。「働き方改革と新型コロナの影響で人事労務管理の在り方は一変。労働力人口が減り続ける中、企業が人事労務管理をアップデートしなければ、安定的な人材確保、そして事業運営が難しい時代となってきている。言うまでもなく、それを支えるのが我々社会保険労務士。『人を大切に作る企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現を進めていきましょう。」と締めくくりました。



講師：大津 章敬 氏



無料年金相談会 相談者を担当して



県西支部 橋 本 剛

このたび無料年金相談会を栃木県会として開催することとなったことに対して、心から歓迎し、そして少しでも力になればという新たな決意であります。

私は年金マスターの第1期生として年金事務所での年金相談業務にあたらせていただき約10年が経とうとしておりますが、これまで培った知識やスキルを普段の業務や少し大げさかもしれませんが、世の中に貢献していきたいと思っていたちょうどその時にこのような機会に巡り合うことができ、大変光栄に思っているところです。

ただ、年金業務と一言にいっても、老齢・遺族・障害と幅広い知識とスキルが求められ普段年金業務に携わっていない先生方には少々敷居が高く感じられておられる方も少なくないと思います。私自身も相談を受けていて困難な案件に遭遇することもあり、冷や汗をかきながら相談を受けていることも決して少なくありません。特に障害年金については、書類を提出したからといって必ず支給されるとは限りませんので、ある意味特殊な業務であると感じております。その分年金専門の社労士の活躍の場があると感じております。

この無料年金相談会は始まったばかりで、まだ一般の人たちに浸透していない部分もあり、相談枠が毎回埋まっているわけではありませんが、障害年金に限らず年金に対して興味を持っている人はたくさんいると普段から実感しておりますので、今後の業務の幅を広げていただく一つの手段として、ぜひとも多くの先生方の協力をお願いしたいと思います。

私も普段は労働関係の業務しか携わっておらず、年金を専門にやっておられる先生方の足元にも及びませんが、年金業務について今現在はためらっている先生方がいらっしゃいましたら、これを機に一步踏み出してみてはいかがでしょうか。ぜひとも一緒に勉強していきましょう。皆様と一緒にこの相談会を盛り上げていければと思っております。

県東支部 古田土 和 佳

私は年金専門の自主研究会に所属しておりまして、先日社労士会の無料年金相談会についてお誘いをいただき初めて年金の相談員を体験させていただきました。

年金業務については、私は自分の事務所にきた相談以外は経験がなかったのですが、今回相談員をしたことで、深い知識と実績や経験に基づいた様々な解決事例が大切であることを改めて実感しました。

特に障害年金に関しましては、同じ病気やケガでもケースバイケースで相談者の状況を判断して、一番有利な請求方法を提案しアドバイスをするスキルが求められます。

先日相談員を同席させていただきましたベテランの先生の対応はとても素晴らしく、相談者からの質問に対して的確で、年金相談の経験の少ない私にとっては大変勉強になり相談に望む姿勢や、傾聴の心得などを学ばせていただきました。

年金の制度は、改正の度に複雑化し、一般の方々には大変理解しにくいものとなってしまっています。こうした制度を知らずにいると本来受給できるはずの年金を受けられないなど重大な不利益へと繋がります。

社労士会で実施している無料年金相談会では、2人の社労士が時間をかけてじっくりと個別に相談や質問にお応えしておりますので、年金に関するご相談やお悩みなどありましたら、ぜひご利用ください。